

令和6年度 美乃浜学園学区（旧阿字ヶ浦中学区）市政懇談会

日時：令和6年7月7日（日） 13：30～15：00

場所：阿字ヶ浦ふれあい交流館

【事前質問】	3
1 市道湊1級5号線と湊北部地区253号線の道路側溝合流部における冠水対策について（阿字ヶ浦自治会）	3
（道路管理課回答）	3
2 美乃浜学園からの避難経路について（阿字ヶ浦自治会）	3
（道路建設課回答）	3
3 美乃浜学園に通う生徒の登下校問題について（阿字ヶ浦自治会）	3
（保健給食課回答）	4
4 砂埃対策としての麦の種の無料配布について（阿字ヶ浦自治会）	5
（農政課回答）	5
5 阿字ヶ浦自治会の集会所の今後について（阿字ヶ浦自治会）	5
（市民活動課回答）	6
6 地域包括支援センターの増設について（阿字ヶ浦自治会）	6
（高齢福祉課回答）	6
7 自治会の高齢化問題について（阿字ヶ浦自治会）	7
（市民活動課回答）	7
【懇談内容】	7
1 森林環境税の市報による周知等について（個人参加）	7
（総務部長回答）	7
（再質問）	8
（総務部長回答）	8
（市長回答）	8
（再質問）	8
（市長回答）	8
2 湊1級5号線と湊北部地区253号線の道路側溝合流部における冠水対策について（阿字ヶ浦自治会）	9
（建設部長回答）	9
3 ひたち海浜公園前の道路の雑草について（阿中学区明るく住みよい地域をつくる会）	9
（建設部長回答）	9
4 阿字ヶ浦第2公園の植樹について（阿中学区明るく住みよい地域をつくる会）	10

(都市整備部長回答)	10
5 台風時等の登下校の対策について(個人参加)	10
(教育長回答)	11
6 バス通学児童の夏休みにおける部活動の通学について(阿中学区明るく住みよい 地域をつくる会)	11
(教育長回答)	11
7 阿字ヶ浦ふれあい交流館の利用について(阿字ヶ浦自治会)	12
(市民生活部長回答)	12
8 市政懇談会事前質問回答書の当日説明及び建築確認申請の弾力的な運用について (個人参加)	12
(市長回答)	12
(都市整備部長回答)	13
9 災害時指定避難所の点検について(個人参加)	13
(市民生活部長回答)	13
(総務活部長回答)	13
10 谷井田沢最終処分場から流れる水の周辺環境への影響について(個人参加) ..	14
(経済環境部長回答)	14

【事前質問】

1 市道湊1級5号線と湊北部地区253号線の道路側溝合流部における冠水対策について（阿字ヶ浦自治会）

市道湊1級5号線と湊北部地区253号線の道路側溝合流部における冠水対策について伺いたい。

（道路管理課回答）

市道湊1級5号線と湊北部地区253号線の交差点における側溝合流部の冠水対策につきましては、これまで集水桝内に排水ポンプを設置し、勾配が確保できる北側地点まで側溝内にホース（排水管）を設置し排水を行っておりましたが、自然勾配で排水できる南側に道路側溝を新設する工事を令和6年度事業で予定しております。現在は測量・設計業務を実施しており9月ころから工事に着手し、11月ごろの完了を予定しております。工事期間中はご迷惑をおかけいたしますがご協力をお願いいたします。

2 美乃浜学園からの避難経路について（阿字ヶ浦自治会）

美乃浜学園周辺では、雨天時の交通量が多く、狭い農道のすれ違いも多いことから、美乃浜学園から日立建機（株）の通り（和田町常陸海浜公園線）までの道路計画を要望する。

（道路建設課回答）

ご要望の道路計画については、以前より地元の旧平磯中学区の方々からも要望を頂いており、本市といたしましても地域住民の方々が必要とされている道路であることは認識しております。

しかし、現在、道路建設課では市内全域から多数の整備要望を受けており、これらの要望を受けて、未舗装道路の舗装や排水不良による冠水被害の改善及び通学路の安全確保といった生活道路の整備を進めている状況です。どの地区も皆様と同様に早急な整備を希望されております。

そして、美乃浜学園から日立建機（株）までのルートとなると、通常の市道整備よりも延長が長くなるため、整備に期間と費用を要することが想定されますので、長期的な見通しに立って検討する必要があります。

このため、本要望路線の計画と併せまして、既存道路の改善策を地域の皆様と話し合っていければと思います。

3 美乃浜学園に通う生徒の登下校問題について（阿字ヶ浦自治会）

（1）雨天時の登下校の安全対策について

(2) 災害時の生徒の安全対策（避難誘導，避難場所等）について

(3) 生徒の登下校時に利用している湊線の利用率について

（保健給食課回答）

阿字ヶ浦自治会の皆様には，美乃浜学園の児童生徒の登下校について，日ごろから，ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

(1) 雨天時の登下校の安全対策について

全体的に，自家用車等でお子さんを送迎される際の，混雑時に備えた対策が重要だと考えています。そのため，保護者に対して，登校時には駐車場に左折で進入するよう通知し協力を求めています。それにより，混雑緩和と児童生徒が巻き込まれる事故の防止に努めているところです。

また，児童生徒に対しては，「雨天時の安全な登下校」について交通安全指導を行っています。その中で，傘を差した場合でも，下を向かず周りをよく見て歩くなど，より注意深く行動することを指導しています。

また，台風のような大雨が想定される場合には，登校時間を遅らせる，休校にする，下校時間を早める，といった対応をすることにより安全の確保に努めています。

さらに，通学路の危険個所について，警察，道路管理者，教育委員会，学校などの関係部署が合同で点検しています。雨天時には車両の交通量が増えることも念頭に置きながら，必要に応じた対策を行っております。

(2) 災害時の児童生徒の安全対策（避難誘導，避難場所等）について

このことについては，学校が，登下校を含めた様々なケースの災害対策を想定した「危機管理マニュアル」を策定し，必要な対策を行っています。

登下校に係る対応についてご紹介いたします。

《地震対応》

①地震発生時の安全確保

- ・ 頭部を保護し身を低くする
- ・ 車道に出ない
- ・ 建物，ブロック塀，窓ガラスから離れる

②避難場所への移動

- ・ 学校に近い場合は学校に向かう
- ・ 学校から遠い場合は津波の被害を想定し近くの高い建物や高台に移動する
- ・ 判断に迷ったら学校に向かう

- ・消防団や防災行政無線による避難指示等があった場合は従う
- ・可能な範囲で自分の所在を学校に連絡する

③教職員による安否確認，保護

すでに登校・下校しているのか，途中なのか，どこに避難したのか，を確認するため校内，通学路，避難所，自宅の巡視を行う

④災害の長期化

連絡が取りづらくなることなどが想定されるため，事前に家族と避難する場所を決めておくよう呼び掛けている。

(学区内の市指定避難所は美乃浜学園，旧平磯小，旧磯崎小，旧阿字ヶ浦中)

《保護者への引き渡し》

災害時の下校を想定し，保護者への引き渡し訓練を行っている。

なお，予め，保護者より「緊急時引き渡し連絡先カード」を提出してもらっている。その中で，引き渡し先の連絡先や優先順位などを決めてもらっている。

(3) 児童生徒が登下校時に利用している湊線の利用率について

令和6年度当初の時点での定期券の交付状況は，前期課程340人中244人，後期課程171人中116人，合計で，511人中360人に交付しています。

したがって，約7割の児童生徒が湊線を利用しております。

4 砂埃対策としての麦の種の無料配布について (阿字ヶ浦自治会)

美乃浜学園周辺一帯のさつまいも畑の面積，そして，生産者の市内外の割合についてお伺いしたい。そして，砂埃対策として毎年，麦の種を無料配布していると思いますが，無料配布時の注意喚起についてお伺いしたい。

(農政課回答)

美乃浜学園周辺一帯のさつまいも畑の面積は，約140ヘクタール(約1,400,000㎡)となっております。同地域の生産者の市内外の割合については，市内の耕作者が約95%，市外の耕作者が約5%となっております。

麦種子の無料配布時における注意喚起として，耕作者に対し，砂埃対策のため可能な限り麦をすき込む時期を遅らせるよう周知しております。周知方法としては，麦種子の配布時に，注意喚起文を直接手渡すとともに，口頭でも説明しております。

5 阿字ヶ浦自治会の集会所の今後について (阿字ヶ浦自治会)

原・西十三奉行集会所の今後について、行政側の考えをお伺いしたい。

(市民活動課回答)

当該集会所については、移管に向けて阿字ヶ浦自治会の原地区の役員さんと協議を行っており、地域で今後の利用や維持管理について意見を集約いただいているところであります。引き続き、意見交換させていただきながら協議を重ねてまいります。なお、移管について協議が整った際には、必要な修繕や譲渡の手続きを行ったうえで阿字ヶ浦自治会へ移管をすることになります。

6 地域包括支援センターの増設について（阿字ヶ浦自治会）

地域包括支援センターが新たに1か所増設予定とあるが、増設されることにより、どのような点が変わるのか。

(高齢福祉課回答)

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、保健師（看護師）、社会福祉士、主任ケアマネジャーなど医療や福祉の専門職が在籍し、医療や介護、保健、福祉などに関する様々な相談を受け付け、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援等を行う機関です。

本市では、現在、センターの運営を社会福祉法人及び医療法人に委託し、勝田第一中学校区、大島中学校区、西部、北部、東部の5つのセンターを設置しております。

高齢化の進展に伴い、センターの相談支援件数は、令和5年度、5法人で12,639件と、5年前に比べ、約5,000件増加しております。また、相談内容が複雑多岐に渡ることから、支援が長期に及ぶ困難な事例なども増え、委託法人の負担が大きくなってきております。

そのようなことから、地域包括ケアの体制強化のため、5つのセンターの中で、高齢化率が34.9%（令和5年3月31日時点）と市内で最も高く、圏域面積の広い、那珂湊地区を担当エリアとする「東部地域包括支援センター」を、那珂湊中学校区域と美乃浜学園区域とに分割し、美乃浜学園区域を担当する「美乃浜学園区地域包括支援センター」を令和6年10月1日より設置する予定です。

ご質問のありました「センターを1か所増設することによりどのような点が変わるのか」について、一つ目といたしまして、「相談先等の変更」となります。美乃浜学園区域でお住まいの方については、高齢者に係る様々な相談、要支援・事業対象者のケアプラン作成などを含めた相談先が、東部地域包括支援センターから美乃浜学園区地域包括支援センターに変更となります。市民にとってより身近な相談機関として、センター職員によるきめ細やかな支援ができるようになることが期待されます。

二つ目として、「センターの名称の変更」を予定しております。美乃浜学園区地域包括

支援センター設置と合わせて、東部地域包括支援センターを那珂湊中学校区地域包括支援センターに変更いたします。中学校区名に名称を変更することは、親しみやすい印象を与えるとともに、地域の方々に認知されやすくなると思います。

なお、介護予防サービスについては、センター増設により担当圏域が変更となりまして、も現在ご利用のサービスについて変更が生じないように調整してまいります。今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

7 自治会の高齢化問題について（阿字ヶ浦自治会）

私達の居住する13組地区は、以前、世帯数23軒が自治会に所属していましたが、現在11軒に激減しております。これから先、高齢化が進み自治会活動に参画できなくなったら更に深刻な問題になると確信する次第です。⇒限界集落

（市民活動課回答）

少子高齢化に関しては、全国的な課題であります。そうした中で、自治会活動は、それぞれの地域において特色ある活動が実施されており、実施方法についても自治会において検討しながら運営されている状況であると認識しております。

自治会加入世帯の減少は、本市でも課題と捉えており、未加入者対策として、自治会活動への理解を促進するため、加入促進動画とチラシを令和5年度に改めて作成いたしました。引き続き、自治会連合会と連携しながら、持続可能な自治会活動に向けて取り組んでまいります。

【懇談内容】

1 森林環境税の市報による周知等について（個人参加）

森林環境税と茨城県独自で導入している森林湖沼環境税は二重課税になっているのではないか。これらの税の内容について、県で広報誌に掲載しているように、市でも市報に掲載すべきである。

（総務部長回答）

ただいまご指摘いただいたように、森林環境税、国の方から令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税ということで、住民税の均等割の方から1,000円を今年からいただくことになりました。

それに先立って、もうすでに森林環境譲与税という形で令和元年度から譲与税の方はもうすでに交付が始まっています。すでに令和5年度までの実績として、6,800万円弱が市の方に譲与税という形で譲与されてきております。

使い道に関しては、まず一旦、基金に積みなさいということになっておりまして、一旦基金に積んでおります。積んだ中から取り崩しをして、少しずつ使っているというのが現状でありまして、今は小学校の備品として、県産材木を使った椅子ですとか、机ですとか、そういったものの整備に使ったりしております。

お話のありました茨城県の森林湖沼環境税の方もやはり均等割の方から1,000円いただいているということで、県民税の2,000円のうち1,000円が森林湖沼環境税ということになっております。均等割の全体で申し上げますと市民税が3,000円です。それから、県民税が2,000円で、このうち半分の1,000円が森林湖沼環境税となっております。それに加えて、今年からは森林環境税が1,000円ということで、合計6,000円の均等割をちょうだいしているという形です。去年まではこの森林環境税の1,000円の部分が復興住民税ということで、500円、500円の1,000円だったものが置きかわって、合計の6,000は変わらないんですけども、森林環境税として1,000円をいただくようになったということです。

今のご指摘のあったように、これらをどういうふうにちょうだいして、どういうふうに使っているのかということ、やはり広報等を通じてお知らせしていくことが必要なんだろうというふうに受けとめましたので、これまでそれが十分できていなかったということでの反省を踏まえまして、今後、広報してまいりたいと思います。

(再質問)

2重課税の部分については住民にどう説明するのか。

(総務部長回答)

これは趣旨が少々異なっておりまして、森林の方という部分とそれから県の方の湖沼の保護ということも含まれておりますので、県税と国税は若干この目的が異なるという部分もありますので、二重かと言いますと、そうではないというふうな解釈をしております。

(市長回答)

これは、県の方と国の方の国税ですので、そこをしっかりと我々も確認をさせていただいて、それをお伝えするというスタンスでしかないわけです。市が主体となってるわけはありませんので、これが二重課税かどうかというのを今ここで議論するというのは、少し違うのではないかなというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

(再質問)

何年も前から予算化してあるのであれば、広報紙に載せるべきではないか。

(市長回答)

それは今も申し上げたように変わっていくタイミングで適切な広報をする必要があると

いうことでお答えをさせていただいたかと思えます。

要は、その税の是非については、今ここで議論ができる状況には私はないと思えますが、ここでまずは、これは県の方は県、それから国の方は国、そしてそれを我々としてはどういうふうにお伝えするかということ言えば、その部分をしっかりと把握をさせていただいた上で、国の見解、それから県の見解というのを皆さんにお伝えをさせていただく、これが我々のスタンスだというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

2 湊1級5号線と湊北部地区253号線の道路側溝合流部における冠水対策について (阿字ヶ浦自治会)

事前質問の冠水対策について、昨年度も事前質問を出させていただいたが、その後の進捗について市から説明がなかったため、今回改めて質問を出した。

その結果、9月から工事に着手し11月頃に完了との回答があり、非常にうれしく思う。長年の懸案であったため、ぜひこのスケジュールどおりに工事が進むことを祈念している。引き続きよろしくお願ひしたい。

(建設部長回答)

この件につきましては、長年懸案になっていたということで、それまでの間、排水ポンプなどを使って暫定的に処置をさせていただいたのですが、この度、予算化ができて、まず全体的な側溝を敷設して勾配を確保し、水が流れて冠水対策ができるということになりました。

工事の際には、近隣にお住まいの方にご迷惑をおかけすることになるかと思えますので、ご協力の方よろしくお願ひしたいと思えます。

3 ひたち海浜公園前の道路の雑草について (阿中学区明るく住みよい地域をつくる会)

海浜公園前の道路は雑草が生い茂っており、樹木が車道に越境したり、中央分離帯の植栽が伸び放題になっていたり、枯れた松の木も放置されている。海浜公園ができた当初は年に3回程除草をしていたと思うが、今はフェスがある直前にしか除草されていない。

また、生い茂った樹木や植栽の影響で、阿字ヶ浦寄りの海浜公園のゲートから右折する際に非常に見づらく、道路を逆走している車を何度か見たこともある。本来、県に伝えるべきことだと思うが、市の方からもきれいにするよう伝えてほしい。

(建設部長回答)

ご指摘の方大変ありがとうございます。確かに、海浜公園周辺の道路につきましては、県道でございますので、県の方に今のご意見は伝えていきたいと思っております。たくさんの観光客、またこれから夏に向けてロックとか、そういったようなお客様を迎えるする

という中で、あのような状況というのは市としても何とかしていかなければならないと思っております。県の方に皆様から国や県の方に直接ご要望を上げるということはなかなか難しいと思っておりますので、そういったところにつきましては市が窓口としてお伺いをしまして、県の方に確実にお伝えをしてみたいと考えております。

また、街路樹の樹木につきましては、非常に管理が難しいところもございまして、街路樹の目的というのは防災の面や通行する方の日除けですとか、そういった様々な目的を持っておりますので、一概に伐採するということがこの1つの解決策かどうかということはありませんが、適時、枝の伐採と樹木の間隔などを広げてきちんと適正に管理をしていきたいと思っております。

ちょうど海浜公園から水道事業所に行く県道の部分については、昨年度は県の方に要望をして、きれいに伐採がされた状況になっております。なかなか、あのようにすべてを切るというのは難しいかとは思いますが、市の方にもそういった基準がございますので、対応していきたいと思っております。また、中央分離帯の除草についても、県に伝えて管理していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ぜひこれからも、ご協力の方よろしく願いしたいと思います。

4 阿字ヶ浦第2公園の植樹について（阿中学区明るく住みよい地域をつくる会）

阿字ヶ浦は、以前は自然豊かなまちであったが、区画整理が進み工業団地が造成され、木が伐採されたことで気温も上がっている。区画整理地内の阿字ヶ浦第2公園にも木が一本も植えられていないため、公園を利用する子どもたちが涼めるように木を植えてほしい。

（都市整備部長回答）

今お話があった公園というのは駐在所の向かい側の公園だと思いますが、阿字ヶ浦というのは既成市街地の整備という側面ともう1つ新たな市街地に向けた開発という側面がありまして、その新たな開発の部分のエリアに属していると思っております。

保留地の販売は今のところ好評なのですが、当然公園を整備した段階では、まだ住宅の張りつきも今ひとつでございまして、遊具などを使うお子様などもまだそんなにいなかった状況だと思います。

ご提案をいただきましたいわゆる公園が公園としての整備に周りの状況が向いてきましたらば、当然それに見合った、地域の実情に合った公園の整備というのは当然検討してまいる考えでございまして、一旦は整備した時は芝生広場という形でスタートしているという状況をご理解いただければと思います。ご意見ありがとうございます。

5 台風時等の登下校の対策について（個人参加）

美乃浜学園が設立した後に台風や大雨等の被害があったと思うが、これまでの美乃浜学

園の雨天時の登下校の安全対策と新たな取り組みについて伺いたい。

(教育長回答)

雨天時の登下校の安全対策については、事前質問3の(1)で回答させていただいております。

安全な登下校ということで、車で送迎される場合にはご注意くださいというのは、保護者の方に申し上げるのはもちろんのことですけれども、子どもたちについても、帰る際には注意をするようにと当然のことながらお話をしているところです。

また、通学路については、段落の最後になりますけれども、警察、そして道路管理者、教育委員会、学校などが合同で点検をいたしまして、その結果危険なところを潰していき、極力普段通りにできるような形を作ろうというような形をとっているところです。それが(1)です。

事前質問の(2)の2は、地震対応等、災害時の安全対策でございます。地震対応、そして、保護者への引き渡しというのが次のページに跨っておるかと思うんですけれども、基本的には美乃浜学園と旧平磯小、旧磯崎小、旧阿字ヶ浦中というのは、市の指定避難所になっておりますので、これは子どもたちだけではなく、市民の方々もここに避難していらっしゃる可能性もあるというのが前提かと思えます。

ですので、この間の東日本大震災のようなことを想定すれば、子どもたちは当然、迎えに来ていただくまでは学校にとどめおくということになりまし、それ以外にも地元の方々が避難所に訪れていらっしゃるということも想定されるわけでございます。そうした状況ですので、学校独自にというのは従来マニュアルをそれぞれの学校で作っておりますけれども、それに準じてやらせていただいているということです。

あと(3)で答えさせていただいたのは、湊線の利用状況というのをお尋ねでございましたので、7割の児童生徒が湊線を利用して登下校をしているということでございます。

6 バス通学児童の夏休みにおける部活動の通学について(阿中学区明るく住みよい地域をつくる会)

私の常会の中学生は、通学時は原地区から阿字ヶ浦までバスで通っているが、夏休みはバスがないため、タクシーで乗り合わせて学校に行っていた。通学には自転車通学も認められておらず、保護者も送迎できないケースもあることから、デマンドタクシーの導入などを検討してほしい。

(教育長回答)

即答という形でのお答えになるかどうかは分からないのですが、今、部活動の地域移行というのも検討しなければならない時期にきております。

そこも含めまして、基本的には部活動は受益者負担というのが原則です。学校の部活動

が続いているその延長線上で、夏休みだから保護者による送迎になってしまうというところだけ取り出して考えれば、確かに何がしかというお気持ちは痛いほど分かりますけれども、全体的な予算の問題とかもございますので、基本的には研究させていただくということでご了解いただければと思います。

7 阿字ヶ浦ふれあい交流館の利用について（阿字ヶ浦自治会）

ふれあい交流館を非常に立派に作っていただき感謝している。ふれあい交流館で総会や反省会をしているが、当館で飲酒しても問題はないか。

（市民生活部長回答）

集会所とかコミセンと同じような扱いかと思えますけども、明確にアルコールは駄目だというような規定はないのかなと思います。例えば、地域のお祭りの一環として使うということであれば、その中の取り決めでお願いできればと思います。市の方から、この施設でアルコールは飲んではいけません、飲まないでくださいということではできませんので、やはりその地域の運営の中でどうあるべきかというのを考えていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

8 市政懇談会事前質問回答書の当日説明及び建築確認申請の弾力的な運用について（個人参加）

事前質問の回答を聞くために初めて懇談会に参加したが、回答文書の配布のみでこの場で回答をしないことに驚いた。

また、建設業に40年以上携わってきたが、ひたちなか市の建築確認申請はかなり厳しく、重箱の隅をつつくようなところまで求められる。法律に則ってしっかりやろうとするのは分かるが、ひたちなか市と那珂市などを検討されてるお客さんのほぼ7割程度が那珂市に流れ、ひたちなか市を断念する方が多かった。もう少し弾力的に運用すれば、市の人口も増えるのではないかと思う。

（市長回答）

まず冒頭のこの市政懇談会の進め方に関しては、私の方から補足をさせていただきます。私が就任した時は、実は事前質問に関して全部説明をしておりました。そうすると、私が30分ぐらい話して、この事前質問に対しての回答をそれなりにやっていると懇談に入るまでに1時間近くかかってしまう。各地から懇談に来てるんだから、話し合いの方を優先すべきだろうというお話がかなり上がってる中で、各地の皆さん方とご相談した上で、事前回答に関しては文書でお渡しをするという形で一定のご回答をさせていただいて、懇談をメインにしようじゃないかということで、変えたという経緯がございます。

ですけれども、事前質問にあったものを今日ここで質問されることが駄目とも言ってお

りませんので、自分の質問には上がっているのだけど、あえてもう1回聞かせてもらいたいんだけどということは全然構いませんので、ご理解をいただきたいと思います。

また、この市政懇談会の進め方の中で、いろんなご意見がありましたら、こちらの中学区の方でまとめていただけていただければと思います。より良い懇談会にしていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

(都市整備部長回答)

建築確認申請が年々厳しくなっていて、比較的あまり厳しくないような近隣の自治体の方に流れているので、弾力的な運用を願うという趣旨であったかと思います。ご発言にもありましたように、法令に則って適正にやっているといるがまず大前提でございまして、私どもの部署の建築指導課では、建築主事の国家資格を持った職員が法令と照らし合わせて、適正な判断をしているというのが、行政としての当然の役割でございまして、そのように励んでいるところでございます。

ただそういったご質問が出てくるというのは、いろいろ何か思いがあったりもするのかなということでありまして、おそらくこういう場ではなかなか議論になじまないような気もしますので、もし具体的な事例があったらお話いただけるのであれば、また別個に懇談が終わった後でも構いませんし、また日を改めて窓口の方でお話を聞かせていただければと思います。お互いに理解が深まって、今後に繋がっていくのであればなお良いかと思しますので、今後ともぜひよろしくお願いしたいと思います。

9 災害時指定避難所の点検について（個人参加）

災害時の避難所として、体育館や学校の校舎を利用すると思うが、東日本大震災の時に宮城県や福島県では津波で被災していない体育館や校舎を避難所として使おうとした経緯があった。しかし、屋根が落ちたり亀裂が入り倒壊の恐れがあったため、半分以上が避難所として使えず、車の中で避難したり、テントを張って避難したりしていたようである。美乃浜学園周辺の避難所では、建物の点検をやっているのかどうか伺いたい。

(市民生活部長回答)

ひたちなか市では今 58 の公共施設を指定避難所として位置付けております。東日本大震災後、耐震化されている施設、そして津波、洪水、こういったものをハザードエリアの外にある施設ということで位置付けをしております。

当然ご質問ありました美乃浜学園の体育館についてもそういった耐震化などを満たしているということで避難所に指定しているものでございます。

(総務活部長回答)

公共施設の健全性、安全性については、資産経営課で全体をチェックしております。

ちょうど去年から今年にかけても、すべての公共施設の棚卸しを1回やるということです。天井が落ちたり、照明設備が落ちたりというようなことが震災の時ありましたけども、そういった点についても点検をして安全性を確認しているという状況でございます。

10 谷井田沢最終処分場から流れる水の周辺環境への影響について（個人参加）

谷井田沢最終処分場から流れる水の周辺環境への影響について、現在どのような状況なのか伺いたい。

（経済環境部長回答）

過去の経緯でいろいろと廃棄物の件がございますけれども、谷井田沢につきましては、周辺への環境に害は及んでいないかどうかについて、水質の検査や土壌の検査を定期的に行っていたかと思えます。

今手元にその資料はございませんが、その中で害を及ぼすという数値が今のところ出てないと認識はしております。詳しくは改めてご説明をする機会を設けさせていただければと存じます。